

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

目次

◎大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）（抄）・・・ 1

◎大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）（抄）・・・ 1

◎大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）（抄）

（定義等）

第二条（略）

2 この法律において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するものうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

3～17（略）

◎大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）（抄）

（ばい煙発生施設）

第二条 法第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。

別表第一（第二条関係）

一	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が一〇平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。
二	（略）	（略）
二二	フッ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積が一〇平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が一キロワット以上であること。
二三	（略）	（略）